



長野県報

12月2日(月)
令和6年
(2024年)
第564号

目次

規則

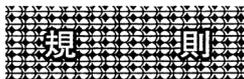
住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則(市町村課).....	1
長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則の一部を改正する規則(情報公開・法務課).....	1
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(保健・疾病対策課).....	2
入会長野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則(信州の木活用課).....	3

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	4

公告

林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課).....	4
都市計画案の縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	5
特定調達契約に係る落札者の決定(産業人材育成課).....	6



住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第52号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則(平成14年長野県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第1号の注の1中「健康保険証」を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

市町村課

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第53号

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則の一部を改正する規則

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則(令和4年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第54号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

本 人	ふりがな 氏 名		男・女	生年 月日	年	月	日
	居 住 地						
扶 養 務 養 者	氏 名		本人と の続柄		職業		
	居 住 地						

を

本 人	ふりがな 氏 名		男・女	生年 月日	年	月	日
	居 住 地						
	個 人 番 号						
扶 養 義 務 者	氏 名		本人と の続柄		職業		
	居 住 地						
	個 人 番 号						

に、

「被保険者証等の記号及び番号」を「医療保険各法による記号及び番号」に改め、同様式に備考として次のように加える。

(備考) 医療保険各法とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健・疾病対策課

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第55号

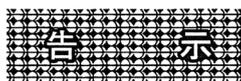
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則（昭和42年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。
様式第3号の注の2及び様式第17号の注中「健康保険証」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

信州の木活用課



長野県告示第617号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市高遠町荊口1707の1、1707の7、1710の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高遠町荊口1707の1・1707の7・1710の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第618号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町日義1573の182・1573の183（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1563のハ、1563のニ、1564、1573の2、1573の5から1573の14まで、1573の180、1573の181、1573の184から1573の207まで、1573の215、1573の222から1573の238まで、1686から1689まで